

関係事業者団体の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長
(公 印 省 略)

石綿事前調査結果報告システムのユーザー
テストの実施に係る周知等への協力依頼について

石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）に基づき、建築物等の解体又は改修時の石綿等の使用の有無に係る事前調査の結果等の報告（以下「事前調査結果等の報告」といいます。）については、令和4年4月1日から、電子情報処理組織を使用して所轄労働基準監督署長及び都道府県知事等に対して行わなければならないとされているところです。

今般、別添参考資料1のとおり、これらの事前調査結果等の報告対象となる工事に総トン数が20トン以上の船舶を追加する等を内容とする改正省令案について、労働政策審議会に諮問を行い、同日付けで同審議会より妥当であるとの答申がありました。厚生労働省では、この答申を踏まえて、総トン数が20トン以上の船舶の解体又は改修時の石綿等の使用の有無に係る事前調査の結果等についても、令和4年4月1日から、電子情報処理組織を使用して所轄労働基準監督署長及び都道府県知事等に報告しなければならないことを内容とする省令の改正作業を進めています。

このたび、報告対象となる工事を実施する事業者の方に、同報告に使用する石綿事前調査結果報告システム（以下「システム」という。）の操作に慣れていただくことを目的として、同報告制度の施行に先立ち、下記のとおりユーザーテストを実施することとしています。

つきましては、この機会にシステムの利用に向けた準備を行っていただきたく、傘下会員事業者等の関係者に対する周知に御協力をお願いいたします。

記

1 ユーザーテストの実施

システムの利用者である事業者に、システム操作に慣れていただく機会として、以下の通りユーザーテストを実施します。

- ・ユーザーテスト期間
令和4年1月18日（予定）～2月18日（予定）
- ・ユーザーテストの対象者
システムを利用予定のすべての事業者の方
- ・システムのURL
<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>
(ユーザーテストの開始までは、事前調査結果の報告制度のページに自動転送されます)

2 留意事項等

(1) ユーザーテスト実施前の準備

ユーザーテスト実施には、GビズIDが必要です。GビズIDの発行はユーザーテスト期間外でも可能ですので、事前に準備いただくことをお勧めします。

なお、GビズIDには、プライム、エントリーの2種類があり、実施できる機能が一部異なりますが、システムはどちらのIDでも使用できます。GビズIDプライムの取得には時間を要しますので御注意ください。

(2) ユーザーテスト期間中に実施可能な事項

ユーザーテストにおいても本運用時と同等の機能が使用できます。

(3) ユーザーテスト期間中の問い合わせ

システムの操作上の不明点は、まずシステムの操作マニュアルやFAQにより確認を行ってください。

不明な点が解決しない場合には、システムのお問い合わせフォームお問い合わせをお願いします。

なお、ユーザーテスト期間中の問い合わせへの回答は、操作マニュアルの修正やFAQの掲載に代えさせていただく場合がありますので、あらかじめ御承知置きください。

(4) 報告データの取扱い

ユーザーテスト期間中に入力した報告データはユーザーテスト終了時に削除します。法令に基づく報告は、本運用開始後に改めて入力をお願いします。

なお、GビズIDの設定は、本運用に引き継がれます。

(5) その他

ユーザーテストに関する周知においては、別添参考資料2「建築物等の解体・改修工事の石綿事前調査結果の電子報告がはじまります！石綿事前調査結果報告システムの利用準備をお願いします」をご活用ください。

また、操作マニュアル等システムに関する情報は、石綿総合情報ポータルサイト (<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp>) に順次掲載予

定です。

担当者等連絡先

※システムに関することは、ユーザーテスト開始後に、お問い合わせフォームからお問い合わせください。

※GビズIDの申請・発行に関することは、下記をご参照ください

<https://gbiz-id.go.jp>

○石綿障害予防規則・石綿総合情報ポータルサイトの掲載内容に関すること

部 署 名 :厚生労働省安全衛生部
化学物質対策課

担当者名 :直野、伊藤、赤沢

連絡先 :03-5253-1111(内線5511、5515)

令和3年12月14日（火）

【照会先】

労働基準局安全衛生部化学物質対策課

課長 木口 昌子

課長補佐 樋口 政純

中央労働衛生専門官 直野 泰知

(電話代表) 03(5253)1111(内線 5511)

(直通電話) 03(3502)6756

報道関係者 各位

「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令案要綱」の答申

厚生労働大臣は、令和3年12月13日に、労働政策審議会（会長 清家 篤 日本私立学校振興・共済事業団理事長、慶應義塾学事顧問）に対し、「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令案要綱」について諮問を行いました。この諮問を受け、同審議会安全衛生分科会（分科会長 城内 博（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センター長）で審議が行われ、同日、同審議会より妥当であるとの答申がありました。

本省令改正案は、船舶に係る解体工事又は改修工事に係る石綿ばく露防止対策を強化するため、石綿等の使用の有無等の事前調査の報告の対象や事前調査を行う者の要件を定めるものです。

厚生労働省は、この答申を踏まえて、省令の改正作業を進めます。

【省令改正案のポイント（別添3参照）】

1. 総トン数が20トン以上の船舶に係る解体工事又は改修工事を労働基準監督署への報告の対象とすること。
2. 船舶に係る事前調査については、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならないこととすること。
3. 1の改正及び電子情報処理組織を利用して報告を行うため、事前調査結果等の報告様式について所要の改正を行うこと。
4. 令和4年1月中旬（予定）に公布、公布の日に施行

※1～3については、「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令」（令和2年厚生労働省令第134号。1, 3関係は令和4年4月1日施行、2関係は令和5年10月1日施行）の改正であるため、本省令自体は公布日施行だが、実際に改正規定が施行されるのは1及び3については令和4年4月1日、2については令和5年10月1日。

(注) その他所要の改正を行うこと。

【別添1】 諮問文

【別添2】 答申文

【別添3】 石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令案概要

厚生労働省発基安1213第1号

令和3年12月13日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



別紙「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令案要綱

第一 石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の一部改正

一 船舶に関する事前調査に係る措置

1 事業者は、総トン数二十トン以上の船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）の解体工事又は改修工事を行おうとするときは、あらかじめ、電子情報処理組織を使用して、事前調査（建築物、工作物又は船舶の解体又は改修の作業を行うときに、あらかじめ、石綿等の使用の有無を調査することをいう。以下同じ。）の結果等を所轄労働基準監督署長に報告しなければならないものとする。

2 事業者は、船舶に係る事前調査について、石綿障害予防規則第三条第三項各号に規定する場合を除き、これを適切に実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならないものとする。

3 事業者は、船舶に係る事前調査等（事前調査又は分析調査（事前調査を行ったにもかかわらず、石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときに、石綿等の使用の有無について、分析による調査を

行うことをいう。)をいう。以下同じ。)を行ったときは、事前調査等を行った者の氏名及び2の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類等の写しの記録を作成し、三年間保存するものとするとともに、当該船舶に石綿等が使用されている場合(石綿等が使用されているものとみなす場合を含む。)には、当該船舶の解体等の作業を行う作業場に、当該記録の写しを備え付けなければならないものとする。

二 建築物、工作物又は船舶の事前調査結果等の報告様式の改正

事前調査の結果等を所轄労働基準監督署に報告する様式について、一の改正を反映する改正及び電子情報処理組織を使用して報告するための改正その他所要の改正を行うものとする。

第二 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正

第一の一の3の記録の写し等の備付けを、電磁的記録により行うことができるものとする。

第三 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。ただし、第二の一部にあつては令和五年十月一日から施行す

労 審 発 第 1361 号
令和 3 年 12 月 13 日

厚生労働大臣
後藤 茂之 殿

労働政策審議会
会長 清家 篤



令和 3 年 12 月 13 日付け厚生労働省発基安 1213 第 1 号をもって諮問のあった「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

令和3年12月13日

労働政策審議会
会長 清家 篤 殿

労働政策審議会安全衛生分科会
分科会長 城内 博

「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令案要綱」について

令和3年12月13日付け厚生労働省発基安1213第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。



石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生
労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等
が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用
に関する省令の一部を改正する省令案概要

令和 3 年12月13日

労働基準局安全衛生部化学物質対策課

船舶の石綿事前調査者の要件及び事前調査結果の報告等に係る石綿障害予防規則等の改正について

○「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会」の報告書（令和2年4月）において「引き続き検討」とされた船舶の石綿事前調査者の要件及び事前調査結果の報告等について、令和3年11月に同検討会において、以下の方向性がとりまとめられた。

< 令和3年検討会の開催経緯 >
船舶ワーキンググループ
令和3年10月8日～15日（書面開催）
令和3年10月20日（報告書とりまとめ）
本検討会
令和3年10月26日～29日（書面開催）
令和3年11月1日（報告書とりまとめ）

1. 事前調査結果の報告対象は、総トン数20トン以上の船舶を対象とすることが妥当
2. 船舶の事前調査者は、船舶の構造を熟知し、事前調査を適切に行うために必要な知識を有する者として、以下の要件を満たす者を設定することが適当
 - ① 小型船造船業法第10条に基づく「主任技術者」等を対象とし、石綿に係る知識・技能等の習得に特化した「船舶石綿含有資材調査者教育（仮称）」を受け、修了審査に合格した者
 - ② 建築物石綿含有建材調査者講習修了者であって船舶に係る簡易な科目と内容の教育を受けた者、石綿作業主任者技能講習修了者であって船舶石綿含有資材調査者教育及び船舶に係る簡易な科目と内容の教育の両方を受けた者

（参考）建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会報告書（令和2年4月）（抄）

○ 事前調査を行う者の要件の新設

工作物及び船舶の事前調査についても、その適切な実施を確保するため、調査を実施する者に一定の知識等を付与するための仕組みや、付与すべき知識の内容等については、さらに検討を深める必要があるため、以下の点に留意しつつ、引き続き厚生労働省と関係機関が連携して検討を進めること。（後略）

○ 解体・改修工事に係る届出制度の新設

船舶については、届出の対象とするべき石綿含有材料が使用されている可能性が高いと考えられる箇所が特定可能かという点も含め、引き続き厚生労働省と関係機関が連携して石綿等の使用実態の把握及び届出対象についての検討を進めること。（後略）

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令案概要

1 船舶の事前調査結果等の報告の義務付け

総トン数が20トン以上の船舶に係る解体工事又は改修工事を労働基準監督署への報告の対象とする。

<報告事項>

- ・事業者の名称、住所及び電話番号、解体等の作業を行う作業場所の住所
- ・工事の名称及び概要、調査終了日、工事の実施期間
- ・船舶の構造（総トン数）、石綿等の使用の有無、石綿無の場合の判断根拠、石綿有の場合のばく露防止措置の概要
- ・調査を行った者の氏名、講習実施機関の名称

2 船舶の解体又は改修の作業を行う際の事前調査を行う者の要件の新設

船舶に係る事前調査については、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならないこととする。

※具体的な要件については、告示で別途定める

3 事前調査結果等の報告様式の改正

1の改正及び電子情報処理組織を利用して報告を行うため、事前調査結果等の報告様式について所要の改正を行う。

施行日等

公布日：令和4年1月中旬（予定）

施行期日：公布の日

※1～3については、「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令」（令和2年厚生労働省令第134号。1,3関係は令和4年4月1日施行、2関係は令和5年10月1日施行）の改正であるため、本省令自体は公布日施行だが、実際に改正規定が施行されるのは1及び3については令和4年4月1日、2については令和5年10月1日。

建築物等の解体・改修工事の

石綿事前調査結果の電子報告がはじまります！

石綿事前調査結果報告システムの利用準備をお願いします

Point

1

2022年春から
制度が変わります

2022年4月1日以降に着工する、解体・改修工事を対象として、石綿に関する事前調査結果を、労働基準監督署・自治体に報告する制度がはじまります。

Point

2

報告はパソコン・
スマートフォンで

報告は、原則として石綿事前調査結果報告システムから電子申請で行っていただきます。

【石綿事前調査結果報告システム】 <https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>

Point

3

事前の準備が
必要です

石綿事前調査結果報告システムを利用するためには「GBizID」を取得していただく必要があります。

システムでできること(一例)

新規
申請電子申請を
おこなう

パソコン・スマートフォンをつかって、事前調査結果の報告を、労働基準監督署・自治体の窓口に出向くことなく一度の操作で行うことができます。

下書き
保存テンプレート
をつくる

申請途中で一時保存するだけでなく、保存済み申請情報のよく使う項目(元方(元請)事業者、請負事業者)をコピーして、新規申請の作成ができます。

一括
申請まとめて
申請する

「プライムアカウント(GBizID)」を取得していただくと、Excelを用いて複数の工事を一括でシステムに入力し、報告することも可能です。

資料
作成申請情報の
活用

システムに入力したデータを活用して、事前調査結果の掲示用資料等を作成することができます。

事前に準備いただきたいこと

パソコン・スマートフォンの準備

パソコンまたはスマートフォンが必要です

端末



パソコン

スマートフォン
(タブレット)

OS

Windows / Linux
iOS (iPadOS) / Android OS

ブラウザ

Google Chrome / Safari
Internet Explorer など

電子申請を行うためには、上記の条件を満たすパソコンまたはスマートフォンが必要です。なお、フィーチャーフォン(ガラケー)はご利用いただけません。

GBizIDの取得

どちらかのGBizIDの取得が必要です

gBizID プライム

- 新規申請・下書き保存
- 一括申請
- 支店・支社等の管理

おすすめ 支店がある大規模事業者
報告数が多い事業者

gBizID エントリー

- 新規申請・下書き保存
- ×一括申請
- ×支店・支社等の管理

おすすめ 報告数が少ない事業者
個人事業主

OR

ログインにはGBizIDを利用します。GBizIDには「プライム」「エントリー」の2種類があり、複数工事を一括申請するためには「プライム」アカウントの取得が必要です。

GBizIDの取得はこちらから

gBizID <https://gbiz-id.go.jp/>石綿障害予防規則に
関するお問い合わせ

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

大気汚染防止法に
関するお問い合わせ

環境省・都道府県/大防法政令市 大気環境所管部局

石綿事前調査結果報告システムの運用開始前にユーザーテストを実施します

システムの運用開始(3月中を予定)に先立ち、実際のシステムを使用して操作に慣れていただくためのユーザーテストを実施します。事業者のみなさまの積極的なご参加をお願いします。

参加者	石綿事前調査結果報告システムを利用予定のすべての方
費用	無料 ※石綿事前調査結果報告システムの利用にかかる通信費用及びG.bizIDの登録に必要な書類取得等にかかる費用は、事業者の負担となります。
テスト期間	2022年1月18日(火曜日) から 2月18日(金曜日) まで ※実施時期が変更となる場合があります。変更した場合石綿総合情報ポータルサイトでお知らせします。
URL	https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/
操作マニュアル	石綿総合情報ポータルサイト・環境省Webサイトに掲載



石綿総合情報ポータルサイト

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/>



環境省Webサイト

<http://www.env.go.jp/air/asbestos/post 87.html>



ユーザーテストQ&A

- Q** 参加に必要なものは？
- A** G.bizIDを事前に取得いただく必要があります
ユーザーテストに参加するためには、本運用時と同様にG.bizIDが必要となります。今回取得したG.bizIDは、本運用時にそのまま利用することができますので、早めに取得されることをお勧めします。
- Q** どの機能が使えるの？
- A** すべての機能が使えます
ユーザーテストは、本運用時と全く同じ環境で実施しますので、申請機能以外にもすべての機能を利用いただき、操作を試していただくことが可能です。
- Q** 実際のデータを使うの？
- A** 申請データは架空のものでも構いません
実際の事前調査結果報告データを入力・申請する必要はありません。実際のデータを入力していただいても問題ありませんが、ユーザーテスト終了後にデータは消去されます。
- Q** データはどうなるの？
- A** 申請データは消去されますがアカウントの設定は残ります
ユーザーテストにおいて入力・申請された申請データは、ユーザーテスト終了後にすべて消去されます。ただし、ユーザーアカウント(ID・パスワード・グループ機能)に関する設定は、本運用にそのまま引き継がれます。
- Q** 動作不良がありました。どうすればよいですか？
- A** はじめに利用者マニュアル及びシステム上のFAQの確認を実施してください。解決しない場合、問い合わせフォームよりヘルプデスクに問い合わせをお願いします。
問い合わせ対応に関しましては、テスト期間であることから全てのお問い合わせについて回答することをお約束するものではなく、よくあるご質問については、操作マニュアル修正やFAQの掲載に代えさせていただきます場合があります。ご理解をお願いします。

ユーザーテスト・本運用のスケジュール(予定)

2022年1月18日(火)～2月18日(金)

2月下旬～

▼ 3月中(日時未定)

準備期間

ユーザーテスト

利用停止期間

本運用

ユーザーテストの開始までに、G.bizIDを取得されることをおすすめします(テスト中でも取得は可能です)

ユーザーテストの期間中は、いつでも石綿事前調査結果報告システムを利用してテストを行うことができます ※メンテナンス等で利用不可となる場合があります

本運用に向けた準備のため、ユーザーテスト終了後、いったんシステムの利用を停止します

本運用の開始日時は、決まり次第お知らせします

※スケジュールは変更される場合があります



GビズIDの準備について

2021年12月16日

GビズIDの概要について

GビズIDとは

GビズID(gBizID)は、複数の行政サービスを1つのアカウントにより、利用することのできる認証システム。デジタル庁が運営する。事業者向けのアカウントは「エントリー」「プライム」に大別され、「エントリー」は審査なしで即時に発行されるが利用可能な行政手続が少ない一方、「プライム」は印鑑(登録)証明書の提出、審査を経て発行され、多くの行政手続で利用できるほか、支店や営業所での利用を想定した「メンバー(子ID)」の発行が可能。石綿事前調査結果報告システムは「エントリー」「プライム」「メンバー」のすべてのIDで利用可能。

アカウントの違いについて

	取得上限	必要書類
GビズIDプライム	原則 1 アカウント / 1 社	印鑑証明書が 必要
GビズIDメンバー	制限なし	なし
	取得上限	必要書類
GビズIDエントリー	制限なし	なし

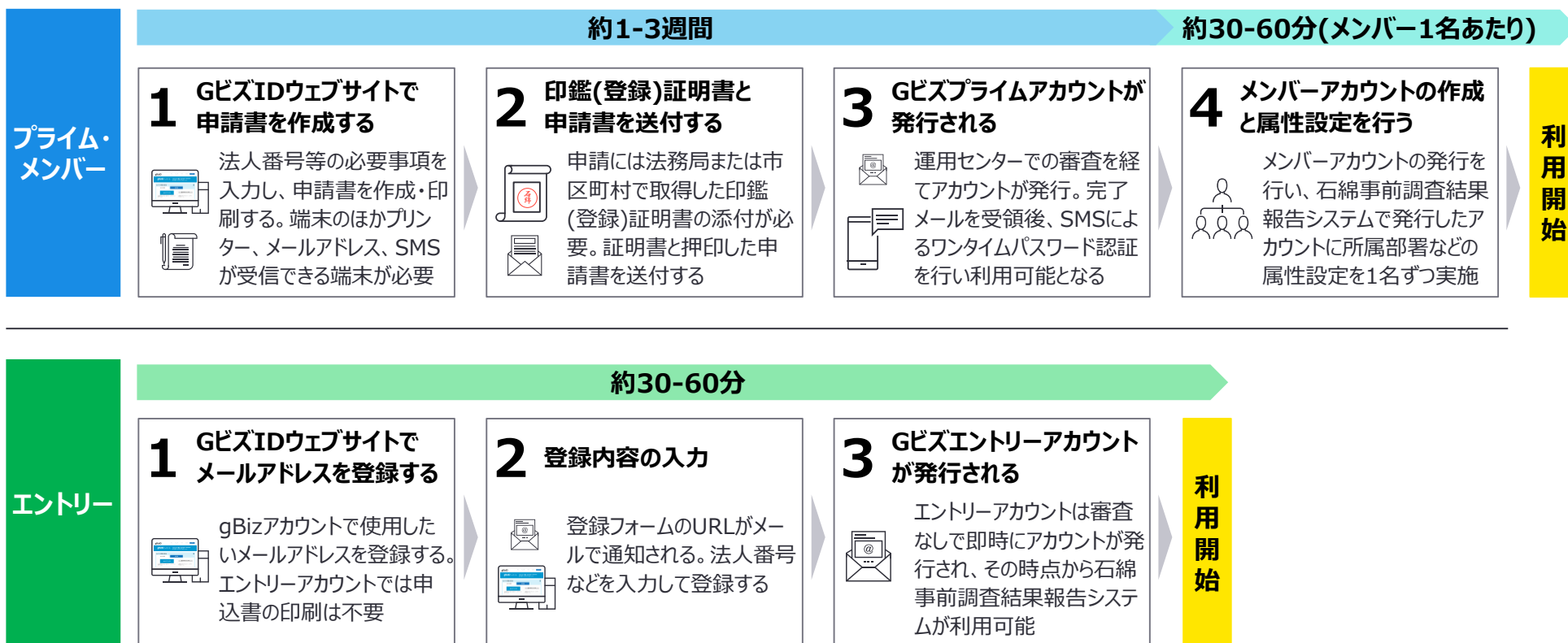
石綿事前調査結果報告システムの機能	
一括申請機能	グループ管理機能
利用可	利用可
一括申請機能	グループ管理機能
利用不可	利用不可

GBizIDの取得手順について

GBizIDウェブサイト

gBizID <https://gbiz-id.go.jp/>

登録手順

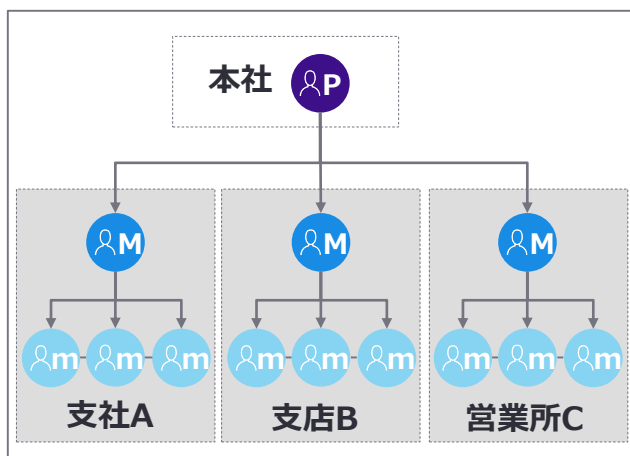


GbizIDの構成案について



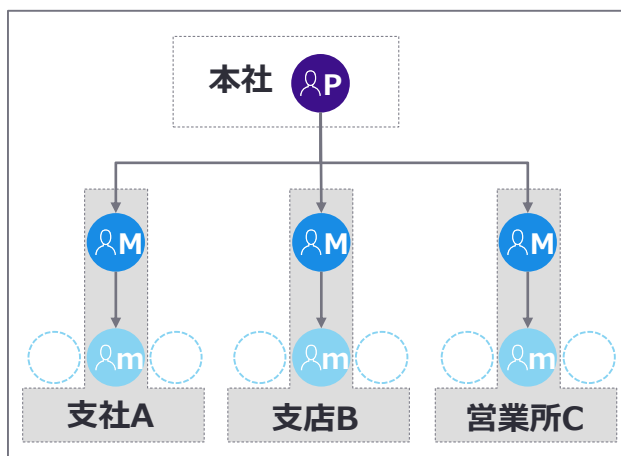
プライム・メンバー利用案①

関連する従業員すべてに
GbizIDメンバーアカウントを発行する



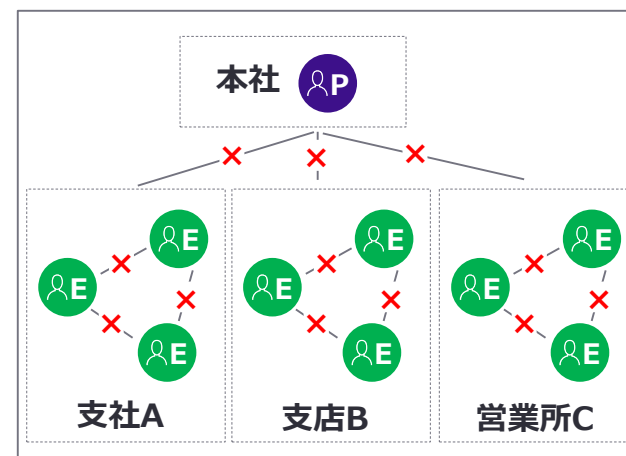
プライム・メンバー利用②

システムを利用する従業員を限定し、G
bizIDメンバーアカウントを発行する



エントリー利用案

拠点・従業員ごとにGbizIDエントリー
アカウントを発行する



構成

アクセス

アクセスポイント

- 一括申請機能を利用可能
- すべての従業員が石綿事前調査結果報告システムを利用可能
- 支社・支店・営業所などの単位で申請データを共有することが可能
- プライムアカウントは社内全体の申請データを参照可能

- アカウントの作成・設定はプライムアカウントで実施する必要があるため、時間がかかる
- プライムアカウントの保有部署との調整が必要
- メンバーアカウントの作成時には、アカウントごとに個別のメールアドレスとSMS受信可能な携帯電話が必要

- 一括申請機能を利用可能
- 拠点ごとに発行するメンバーアカウント数を限定するため、①案と比較してアカウントの作成・設定時間が削減可能
- メールアドレス・携帯電話の必要台数も①案と比べて少なくなる

- アカウントを発行しない従業員はシステムを利用できないため、アカウントを持っている従業員に操作を依頼、もしくは代行申請してもらうために申請内容の共有が必要

- プライムアカウントによるアカウントの作成・設定作業が不要
- アカウントの発行数に上限なし
- 将来的に本社で申請データを管理する必要がある場合は、エントリーアカウントをメンバーアカウントに切り替えることが可能(管理可能となるのは、アカウント切り替え後の申請データのみ)

- 一括申請機能は利用不可
- 申請データはIDごとに管理されるため、共有は拠点内であっても不可

システム利用開始に向けたユーザーアカウント準備の流れ (Gビズプライム・メンバーアカウントでの利用の場合)

